

多面的機能支払交付金を活用した災害復旧への支援

【支援対象】

○対象組織が活動計画書に位置付けている「**保安全管理する区域内の農用地、水路、農道、ため池**」。

【支援内容】

○農地維持活動による「**堆積した土砂・流木等の撤去などの応急措置が可能**」。

○甚大な自然災害の場合には、被災した施設の「**小規模な被災箇所の補修や復旧等に、交付金を重点的に活用することが可能**」。この場合、計画していた今後の活動ができず活動要件を満たすことが困難となっても、地方農政局長等から**特例措置の承認を受けることで、交付金の返還を免除**。

○また、災害対応に十分な資金が無い場合は「**別の対象組織から交付金の融通を受けることが可能**」。

※ただし、災害復旧にかかる**予算の追加配分はない**（面積当たり交付単価による定額補助の範囲内）。

農地維持活動による応急措置イメージ



大雨により水路に堆積した土砂を地域共同で撤去（外注も可能）

特例措置のイメージ

	4月 5月 …… 9月	10月 11月 …… 3月
活動計画	泥上げ・草刈り・補修等	泥上げ・草刈り・補修等

甚大な自然災害が発生

実施	予定どおり実施済み	災害復旧活動を実施 (計画していた泥上げ等の活動は実施できなくても良い)
----	-----------	---

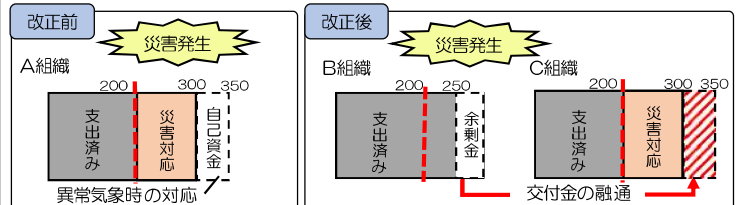
小規模な被災箇所の補修・復旧等イメージ



地震により破損した水路を地域共同で補修（外注も可能）

甚大な自然災害時における対象組織間の交付金融通

<年交付額が300万円の組織における予算融通の具体例>



多面的機能支払交付金実施要綱・要領（抜粋）

多面的機能支払交付金実施要綱	多面的機能支払交付金実施要領
<p>(別紙1) 農地維持支払交付金に係る事業の実施方法</p> <p>第4 対象活動</p> <p>1 農地維持支払交付金の交付の対象となる活動は、第5の2に定める活動計画に基づくものであって、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事が策定する、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすものとする。(後略)</p> <p>3 1の規定にかかわらず、<u>甚大な自然災害により、対象組織が1の地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすことが困難な場合には、市町村長は、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を通じて、農村振興局長が別に定めるところにより地方農政局長等の承認を受け、当該対象組織の活動要件の特例を設けることができる。</u></p>	<p>第1 農地維持支払交付金</p> <p>2 対象活動</p> <p>(5) <u>要綱別紙1の第4の3の活動要件の特例の内容は、都道府県知事が策定する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件にかかわらず、被災した対象農用地の区域内の農地周りの施設の応急措置又は補修・更新等に取り組むことにより、当該年度の活動要件を満たすものとみなすこととする。</u></p> <p>(6) <u>市町村長は、要綱別紙1の第4の3の活動要件の特例措置を適用しようとするときは、都道府県知事と協議の上、活動要件の特例措置を適用する対象組織を指定し、都道府県知事を通じて地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）の承認を受けるものとする。(後略)</u></p> <p>7 活動の実施</p> <p>(6) <u>市町村長は、対象組織が当該年度の予算の残額で第1の2の(5)に定める活動を賄えない場合は、他の対象組織から交付金の融通を受けることができるよう努める。この場合、対象組織が年間で受け取る交付金の総額は、要綱別紙1の第6の1に定める交付額によらないものとする。</u></p> <p>市町村長は、この措置にあたって、翌年度以降の交付金の交付の際に融通相当額を上限に相殺し、交付することも可能とする。</p>
<p>(別紙2) 資源向上支払交付金に係る事業の実施方法</p> <p>第4 対象活動</p> <p>資源向上支払交付金の対象となる活動は、以下に掲げる取組とする。</p> <p>1 地域資源の質的向上を図る共同活動</p>	<p>第2 資源向上支払交付金</p> <p>2 対象活動</p> <p>(5) <u>要綱別紙2の第4の1の(3)の活動要件の特例の内容は、都道府県知事が策定する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件にか</u></p>

多面的機能支払交付金実施要綱	多面的機能支払交付金実施要領
<p>(1) 第5の2に定める活動計画に基づくものであって、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事が策定する、地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすものとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>(3) (1)の規定にかかわらず、<u>甚大な自然災害により、対象組織が(1)の地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすことが困難な場合には、市町村長は、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を通じて、農村振興局長が別に定めるところにより地方農政局長等の承認を受け、当該対象組織の活動要件の特例を設けることができる。</u></p> <p>2 施設の長寿命化のための活動</p> <p>水路・農道等施設の補修・更新等を行うことにより長寿命化を図るものであって、第5の2に定める活動計画に基づくものであり、かつ、次に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>(1) 対象組織の資源向上活動（長寿命化）の対象とする施設・活動が、農村振興局長が別に定めるところにより都道府県知事が策定する地域活動指針及び同指針において定められた要件を満たすものであること。</p> <p>(2) 対象組織が管理する水路に加え、本交付金を活用して補修・更新等を行うとする農道、ため池等を活動計画に位置付け、資源向上活動（長寿命化）を実施すること。</p> <p>(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、<u>甚大な自然災害により、対象とする施設・活動が(1)の都道府県知事が策定する地域活動指針に基づくものであることが困難な場合及び対象組織が(2)の要件を満たすことが困難な場合には、市町村長は、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を通じて、農村振興局長が別に定めるところにより地方農政局長等の承認を受け、当該対象組織の活動内容の特例を設けることができる。</u></p>	<p>かわらず、被災した対象農用地の区域内の農地周りの施設の応急措置又は補修・更新等に取り組むことにより、当該年度の活動要件を満たすものとみなすこととする。</p> <p>(6) 市町村長は、<u>要綱別紙2の第4の1の(3)の活動要件の特例措置を適用しようとするときは、都道府県知事と協議の上、活動要件の特例措置を適用する対象組織を指定し、都道府県知事を通じて地方農政局長等の承認を受けるものとする。</u>(後略)</p> <p>(8) <u>要綱別紙2の第4の2の(3)の活動内容の特例の内容は、都道府県知事が策定する地域活動指針及び要綱別紙2の第4の2の(2)の要件にかかわらず、被災した対象農用地の区域内の農地周りの施設の応急措置又は補修・更新等に取り組むことにより、当該年度の活動要件を満たすものとみなすこととする。</u></p> <p>(9) 市町村長は、<u>要綱別紙2の第4の2の(3)の活動内容の特例措置を適用しようとするときは、都道府県知事と協議の上、活動内容の特例措置を適用する対象組織を指定し、都道府県知事を通じて地方農政局長等の承認を受けるものとする。</u>(後略)</p> <p>9 活動の実施</p> <p>(6) 市町村長は、<u>対象組織が当該年度の予算の残額で第1の2の(5)に定める活動を賄えない場合は、他の対象組織から交付金の融通を受けることができるよう努める。</u>この場合、対象組織が年間で受け取る交付金の総額は、要綱別紙2の第6の1に定める交付額によらないものとする。</p> <p>市町村長は、(6)の措置にあたって、翌年度以降の交付金の交付の際に融通相当額を上限に相殺し、交付することも可能とする。</p>

多面的機能支払交付金実施要綱	多面的機能支払交付金実施要領
	<p>(別記1-2) 国が定める活動指針及び活動要件</p> <p>第4 取組の説明</p> <p>1 農地維持活動</p> <p>(1) 地域資源の基礎的な保全活動</p> <p>3) 実践活動</p> <p>オ 共通</p> <p>16 異常気象時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り <ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農用地（畦畔、排水口、法面等）、水路、地上部のパイプライン附帯施設（ポンプ場、調整施設等）、農道、ため池及び附帯施設の<u>見回りをを行い、状況を把握すること。</u> <input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>異常気象等後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、又は水路、農道及びため池に土砂や雑木等がみられたり、施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。</u>